

## 違法伐採総合対策推進協議会運営要領

## 1 目的

違法伐採総合対策推進事業を効果的に推進し、合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の円滑な供給を可能とするため、業界団体による自主的取組のあり方等について、情報交換・意見交換等を行い、各業界団体による自主的な取り組みの実効性を高めることを目的とする。

## 2 構成員

木材関係業界団体、学識経験者、環境NGO等から全国木材組合連合会会長が委嘱する。

## 3 協議事項

- (1) 木材・木製品の供給者による合法性等の証明に関すること
- (2) 事例調査、証明システム検証など調査に関すること
- (3) 合法性等の証明方法及びその製品の普及・啓発に関すること
- (4) その他必要な事項

## 4 座長

- (1) 協議会に会を代表する座長をおく
- (2) 座長は協議会委員の互選により決定する

## 5 部会等

- (1) 協議会の下に証明方法検討部会を設置するとともに、事例調査、証明システム検証、証明システム啓発に関するワーキンググループ(WG)をおく
- (2) 各部会等のメンバーは該当分野の学識経験者等の中から全国木材組合連合会会長が委嘱する

## 6 事務局

事務局は全国木材組合連合会におく

## 7 情報の公開

協議結果の概要を全国木材組合連合会のホームページにおいて公表する